

3. 建築物の耐震化に関わる目標

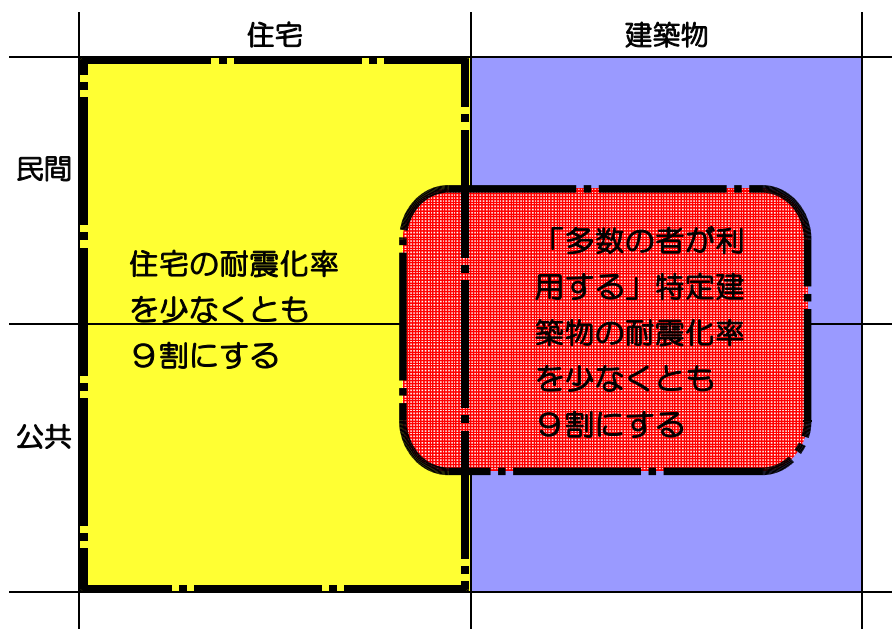
平成7年1月の阪神・淡路大震災における人的被害の約9割が住宅や建築物の倒壊に起因するものでした。このことから、町民の安全、安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化は重要かつ緊急な課題であり、長沼町はその促進に計画的に取り組むこととします。

本促進計画では、耐震改修促進法に基づく国の基本方針等を踏まえ、長沼町においては、想定される地震による町内の建築物被害を半減させるため、「住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年までに、少なくとも9割にすることを目標」とします。

なお、道促進計画においても、住宅及び特定建築物等の耐震化の目標値を90%と定めています。

本促進計画においては、住宅と「多数の者が利用する」特定建築物、さらに公共建築物（町有建築物）について、分野ごとの耐震化の現状を把握し、耐震化の目標設定を行い、耐震化を促進していくこととします。

図6 耐震改修促進法に基づく国の基本方針に示された、平成27年までの耐震化の目標値



3-1 住宅の耐震化

(1) 住宅の耐震化の現状

長沼町における住宅は、4,183戸あり、昭和56年以前に建設された住宅は2,334戸となっています。

住宅の耐震化の現状は、56年以前に建設された住宅のうち1,125戸が耐震性のある住宅と推計され、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有している住宅は、昭和57年以降建設された1,849戸と合わせて2,974戸となり、耐震化率は71.1%となっています。

また、耐震性がないと推計される住宅は、1,209戸となっています。

表10 住宅の耐震化の現状

(戸)

区分	総戸数 A=B+C	S57以降建築 B	S56以前建築		耐震性があると推計される戸数 F=B+D	耐震化率	
			C	内耐震性あり D			内耐震性なし E=C-D
木造	3,441	1,592	1,849	665	1,184	2,257	65.6%
非木造	742	257	485	460	25	717	96.6%
合計	4,183	1,849	2,334	1,125	1,209	2,974	71.1%

*数値には「平成19年1月1日課税台帳」による民間住宅とともに、公営住宅等の公共住宅を含んでいます。

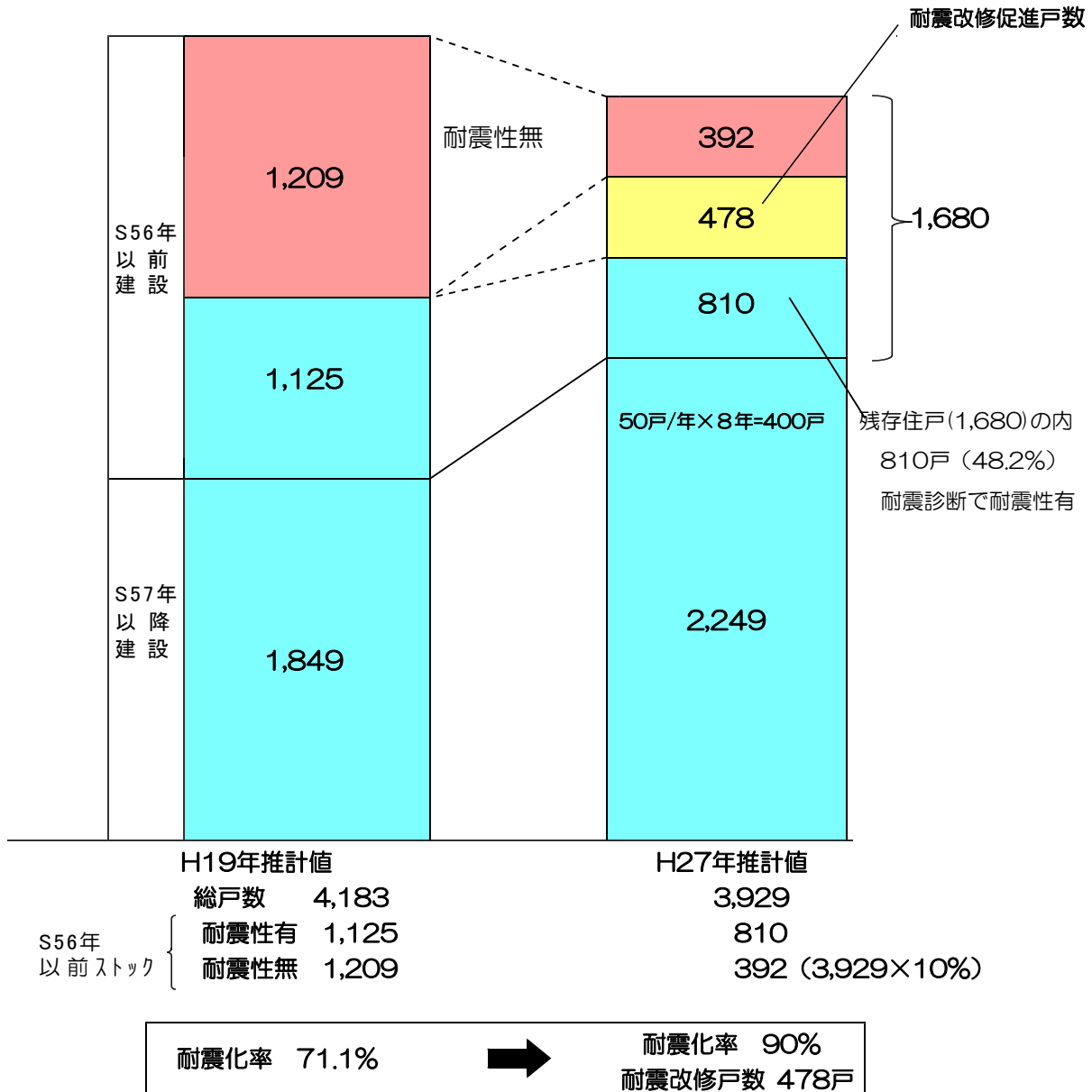
*S56年以前建築住宅のうち「耐震性あり」については、北海道が実施した戸建て住宅における耐震診断実績値（木造住宅の36%程度、非木造住棟の89%程度）に基づく推計値です。

(2) 住宅の耐震化目標

長沼町では、国の基本方針等を踏まえ、想定される地震による町内の建築物被害を半減させるため、平成27年度の耐震化率を9割とする目標を定め、耐震化を促進します。

平成27年度には、住宅総戸数が平成19年度より約250戸減の3,929戸と推計され、目標を達成するためには今後480戸程度の耐震化が必要であり、耐震改修を促進していくこととします。

図7：住宅の耐震化目標



[参考]

- *住宅統計より近年の年間建設戸数 約50戸
- *S56年以前住宅の残存率 72.0% (「北海道耐震改修促進計画」解説より)

3-2 特定建築物の耐震化

(1) 「多数の者が利用する建築物」の現状と目標

耐震改修促進法に基づく国の基本方針において、耐震化目標の設定を定めている「多数の者が利用する建築物」（法第6条第1号に規定する多数の者が利用する建築物）は、長沼町内に25棟あり、内、昭和57年以降建設の建築物は11棟、耐震化率は44.0%となっています。

長沼町においては、地震被害を半減させるため、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率を、平成27年度末に90%にすることを目標とします。

表11 「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状 (単位：棟)

耐震改修促進法	昭和57年以降の建築物	昭和56年以前の建築物		建築物数	耐震性有建築物数	現状の耐震化率
		内耐震性有				
法第6条第1号に規定する多数のものが利用する建築物	11	14	0	25	11	44.0%

(2) 特定建築物の耐震化

長沼町における、耐震改修促進法において耐震化の努力義務が示されている法第6条第1号～3号に規定する特定建築物は、16棟あります。

長沼町においては、特定建築物及び昭和56年以前建築の一般建築物においても、耐震化を継続的に取り組んでいくこととします。

① 耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物

耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物（以下、「1号特定建築物」という。）に該当する建築物は、14棟となっています。

② 耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物

長沼町内に、耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物に該当する建築物（以下、「2号特定建築物」という。）は、ありません。

③ 耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物

耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物（以下、「3号特定建築物」という。）は、2棟有り、民間建築物1棟、公共建築物1棟となっています。

3-3 公共建築物の耐震化

(1) 町有建築物の耐震診断等の考え方と耐震化の方針

長沼町では、旧耐震基準により設計された町有建築物については、耐震診断を実施し、順次耐震性能の判定を行うこととします。この判定結果により、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

なお、本促進計画において対象とする町有建築物は全施設の内、原則として、延べ面積50㎡未満の小規模な建築物や機械室、倉庫など居室がない建築物などを除く建築物とします。

また、国有、道有建築物の耐震化については、本促進計画から除外し、それぞれ所有者の施策に委ねるものとし、計画的な耐震化を求めていきます。

(2) 町有建築物の耐震化対策

耐震改修促進法に位置づけられる特定建築物以外についても、地震が発生した際に、災害対策の拠点となる役場庁舎及び消防支署、医療救護拠点となる町立長沼病院等、避難収容施設となる小中学校、ライフライン施設、要介護者利用施設となる社会福祉施設等及びその他の防災上重要な建築物は、「より優先的に耐震化を図る建築物」とします。

また、その他町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

表12：公共施設の分類

項目	細項目	具体的施設例
災害対策拠点 機能等の確保	災害対策本部設置等、災害 対策拠点施設	役場庁舎、消防庁舎等
	医療・救護拠点	町立長沼病院等
	避難収容施設	小中学校、スポーツセンター、集会所等
	ライフライン	上水道施設、下水道処理施設等
震災時におけ る被害の軽減	災害時要援護者利用施設	福祉施設等
	不特定多数利用施設 比較的滞在時間が長い	会館等、保育所等

(3) 町有建築物の耐震化の現状及び取組

① 町有特定建築物

町有の特定建築物は14施設となっています。(表13-14)

これら特定建築物については、地震防災の観点から重要な施設が多く、率先して建築物の耐震化に取り組む必要があります。

今後とも維持管理を行っていく建築物は、耐震診断を実施するとともに、耐震診断の結果において耐震化が必要な建築物については、個々の状況に応じて、建替、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、計画的な耐震化に取り組む、計画期間において耐震化が図れるよう努めるものとします。

表13：1号特定建築物

施設名	用途	構造	階数	延床面積	竣工年	耐震診断	診断の優先順位	避難施設
長沼中央小学校 管理・教室棟	小学校	RC	4	4,312	S47	予定	A	○
南長沼小学校 管理・教室棟、屋体	小学校	RC	2	2,092	S52	予定	B	○
西長沼小学校 校舎、屋体	小学校	RC	2	1,647	S56	予定	B	
長沼舞鶴小学校 屋体	小学校	S	1	390	S51	予定	B	○
北長沼小学校 校舎棟、屋体	小学校	RC	3	2,602	S44	予定	A	○
中央長沼中学校 管理・教室棟、屋体	中学校	RC	4	5,376	S48	予定	A	○
北長沼中学校 管理・教室棟、屋体	中学校	RC	2	2,222	S53	予定	B	○
南長沼中学校 管理・教室棟、屋体	中学校	RC	3	2,881	S45	予定	A	○
スポーツセンター	運動施設	SRC	3	2,352	S53	予定	C	○
町立長沼病院 本館、精神病棟、隔離棟	病院	RC	4	6,206	S51	予定	C	
馬追コミュニティセンター	旅館	RC	4	2,035	S47	予定	C	
役場庁舎	その他	RC	4	2,953	S37	予定	A	
合同庁舎	その他	RC	3	1,255	S43	予定	C	

表14：3号特定建築物

施設名	用途	構造	階数	延床面積	竣工年	耐震診断	診断の優先順位	避難施設
南空知消防組合長沼支署	消防庁舎	RC	2	703	S52	予定	B	

※優先順は、A、B、Cの順とする。

② 公共避難施設

避難施設については、速やかにその安全性を確かめ、その結果耐震化の必要な避難施設については、建物の状況に応じて、建替・耐震補強・用途廃止など、今後の管理の方針を定め、計画期間において耐震化が図られるよう努めることとします。

表15：避難施設の耐震化状況

施設名称	構造	階数	延床面積	竣工年	耐震診断	補強の必要性	耐震対策
①北長沼小学校	RC	3	2,602	S44	未		
②北長沼中学校	校舎	RC	2	1,559	S53	未	
	屋内体育館	SRC	1	663	S55	未	
③長沼中央小学校	校舎	RC	4	4,312	S47	未	
	屋内体育館	SRC	2	1,070	S57	無し	
④長沼高等学校(道有)	RC	2	5,504	H5		無し	
⑤中央長沼中学校	校舎	RC	4	4,346	S48	未	
	屋内体育館	SRC	2	1,030	S54	未	
⑥スポーツセンター	SRC	2	2,352	S53	未		
⑦総合保健福祉センター「りふれ」	RC	2	4,391	H11		無し	
⑧町民会館	RC	2	1,904	S57		無し	
⑨南長沼小学校	校舎	RC	2	1,480	S52	未	
	屋内体育館	SRC	1	612	S52	未	
⑩南長沼中学校	校舎	RC	3	2,251	S45	未	
	屋内体育館	SRC	1	630	S53	未	
⑪長沼舞鶴小学校	校舎	RC	2	1,143	S58		無し
	屋内体育館	S	1	390	S51	未	